

水第 571 号  
令和 3年 7月 1日

新発田市指定給水装置工事事業者 各位

新発田市水道事業  
新発田市長 二階堂 馨

指定給水装置工事事業者の指定更新について（通知）

日頃より、新発田市の水道事業に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部改正に伴い、令和元年10月1日より導入された標記のことについて、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となるため、指定給水装置工事事業者におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となりますので通知します。

特に初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間を御確認のうえ、期間内での手続きをお願いします。

なお、早期に手続きを行った場合でも、次回の有効期間の開始日に変更はありません。

1 有効期間及び更新の申請期間

更新の手続きにつきましては、令和3年9月29日までをお願いいたします。有効期間内に更新を受けない場合は、指定の効力を失いますので御注意願います。

新発田市より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成 11年 4月 1日～平成 15年 3月 31日	令和 3年 9月 29日まで
平成 15年 4月 1日～平成 19年 3月 31日	令和 4年 9月 29日まで
平成 19年 4月 1日～平成 25年 3月 31日	令和 5年 9月 29日まで
平成 25年 4月 1日～令和 元年 9月 30日	令和 6年 9月 29日まで

（裏面へ）

2 申請時に必要な提出書類及び持参するもの（水道法第25条の2を準用）

- (1) 新発田市指定給水装置工事事業者指定申請書（第1号様式）
- (2) 機械器具調書（第1号様式の2）
- (3) 誓約書（第2号様式）
- (4) 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- (5) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（第7号様式）
- (6) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の写し）
- (7) 新発田市指定給水装置工事事業者証（現在交付されているもの）
- (8) 指定給水装置工事事業者指定更新時確認票

**※各種様式・確認票・記入例は新発田市ホームページからダウンロードできます。必ず記入例を確認のうえ、記入・押印をお願いします。（代表者印の押印忘れに、ご注意ください。）**

3 指定給水装置工事事業者指定更新時確認票について

指定工事業者の講習会等の受講実績や業務内容等の確認を目的としております。趣旨を御理解していただき御提出願います。

（一部の内容をホームページ等で公表する場合がありますので御了承願います。）

4 更新手数料（新発田市上水道条例第29条第2項）

1件につき 7,000円（新指定証交付の際、徴収いたします。）

5 指定事項に変更がある場合

更新の際に次に掲げる指定事項に変更がある場合、事前に別途届出が必要になります。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 代表者並びに役員の氏名

上記の事項に変更がある場合、指定事項変更届出書（第5号様式）に定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）、誓約書（第2号様式）を添えて提出してください。

**※各種様式・記入例は新発田市ホームページからダウンロードできます。必ず記入例を確認のうえ、記入・押印をお願いします。（代表者印の押印忘れに、ご注意ください。）**

6 更新に関するお問合せ及び申請書類提出先

新発田市水道局 業務課 給水係

所在地 新潟県新発田市下内竹747番地

電話 0254-23-7192

FAX 0254-26-3711